

特定技能基準省令の一部を改正する省令も解説

外国人材採用後の

定着・意欲向上等に必要な

コミュニケーションセミナー



労働人口の減少や事業環境の変化による外国人材の需要拡大により、外国人雇用と定着方法が更に注目されています。本セミナーでは、外国人材採用後の外国人就労者の暮らしやお困りごとなどを取り上げながら、職場への定着と仕事への意欲向上に必要なコミュニケーションなどについて解説します。

また、外国人の雇用は日本人を雇用する以上に細かなルールが定められており、度々改定されていることから、雇用者自身も法律に違反してしまう恐れがあります。「育成就労制度」と現行制度、特定技能基準省令の一部を改正する省令の概要についても分かりやすく解説します。

既に外国人材を雇用されている、またはこれから雇用を検討されている企業の皆さまはぜひ、ご参加ください。

講座内容

1.外国人就労者の日々の暮らしについて

外国人の視点から見た日本での暮らし
(来日から就労までの流れ、市区町村等での諸手続き)

2.外国人就労者の日々の困りごと

外国人の方がお困りになること
(銀行手続き、医療機関・薬局、宗教上のこと、
災害対策、出産・子育て、交通ルール、その他生活全般について)

3.新設「特定技能基準省令の一部を

改正する省令の施行(R7.4.1運用開始)」について

協力確認書について、特定技能を雇用している会社がしなければならないこと

4.育成就労・特定技能制度等の概要と

キャリアパス提供による定着化

育成就労制度の転籍リスク、特定技能1・号・2号へのキャリアプラン、
高度な在留資格を目指すために必要なこと

11月20日(木)

13:30~15:30

◆会場 三木商工会館 4階 大会議室
(三木市本町2丁目1-18)

◆受講料 無料 (会員・非会員 問わず)

◆対象 中小・小規模事業者

◆定員 40名 (先着順)

<お申し込み方法>

必要事項をご記入いただき、
FAX・メールにてお送りい
ただくか、右の二次元コードより
webフォームにてお申込み
ください。



Web申込みはこちら

<主催> 三木商工会議所

<講師プロフィール>



行政書士事務所UMCサポート いけだ うみ
代表行政書士 池田 有美氏

ビジネス資格の大手専門学校である、大原学園にて約11年勤務。
現在は行政書士事務所の代表をつとめており、関東圏内に留まらず、
様々な地域の個人や法人、何カ国もの外国人からの相談を日々受けて
いる。セミナー講師としては、主に外国人雇用、改正電子帳簿保存
法、事業の開業などをテーマに全国各地で活躍中。

11/20(木)開催 『外国人材採用後の定着・意欲向上等に必要なコミュニケーションセミナー』 受講申込書

三木商工会議所 行 ⇒ FAX:0794-82-3192 メール:info@mikicci.or.jp

事業所名	TEL		
受講者名	(複数ご参加可能)		

※ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理いたします。